

Title	イベロ系保険資料三題
Author(s)	山崎, 俊夫
Citation	Estudios Hispánicos. 1979, 5, p. 97-112
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97883
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

イベロ系保険資料三題

山 崎 俊 夫

はしがき

保険についての簿記会計上の取扱いがイベロ系理論では特殊慣行的なものになっていることについては、予て大阪外国語大学西語部同窓会誌 *Más y Menos* 誌、第22号、1964年で問題提起したことがある。(拙著『国際構造比較の経営学』下巻第23章イベロ系の財務諸表ノート、関学生協出版委員会刊、106頁以下参照)また、イスパニア国海商法でも(借方)保険契約—(貸方)被契約保険の対立関係が第580条第9項末尾の部分における措置として考えられることを指摘しておいた。(前掲拙著「續」イベロ系理論検討篇第8章企業法の経営基盤的国際構造比較、第2節現行コマンド遺制・イスパニア国海商法—若干の問題点—、135頁参照)

なお、1963年4月21日から28日までチレーのサンチアゴで開催せられた第3回ラテンアメリカ法学会の際、提案テーマ7が保険についての次のような趣旨のものであった。すなわち：

保険業 (*el comercio de seguros*) を国有化する傾向と、除々に外国会社をなくすることが出来たこととで、モンテビデオ条約の調印諸国の保険証書一般条件に不揃いな点が日増しに増えるという特徴が目立って来た。この件に関しては、国有化原則を爾余の調印諸国の保険会社 (*las entidades aseguradoras*) に押しひろめて行く便宜手段を検討してみなければならず、少くとも、その地域の加盟諸国間で保険料 (*primas*) の支拂い及び賠償に仕向けられた資本の動化を認めてその影響の及んだ範囲を調整しなければならない。

本件(すなわち保険)における立法の改革は、立法が保険の本質的要素に及ぼしている範囲を統合する方向に向けられなければならない。また、例えば保険料の通貨及び賠償のそれ(通貨)に関する面のような他の性格面について、並びに、清算人及び損害 (*sinistros*) の見積り評価上の専

門技術面を担当する鑑定人の任命について規定することが望ましい。

もちろん、積荷に関する保険 (el seguro de cargamentos) は、機能の上からも妥当な改革の影響を優先的に受けることになるだろうが、然し、交易の増大と、地区外の組織との競争の必然性から、われわれのラテンアメリカ圏に、ドイツの Hermes のような政府の資金的バックのある保険会社が、輸出業者によって協定せられたクレジット (貸付金) の償還支拂いを担当し、その支拂いに支障を来している仕向国の政治的かつ社会的情勢変化から由来する危険のような、これまでカバーされていない各種の危険を引受けるようにならなければならない。と。(前掲拙著第7章「加盟諸国の商法におけるラテンアメリカ自由貿易地区の影響」、124頁参照)

上記既刊の拙著及び拙稿で取上げたもののほかに、今回更に次の三つを新たに研究ノートとして検討のために翻訳紹介する。第1は、エンリッケ・フエンテス・キンターナ博士 (イスパニア国の前経済大臣副首相、マドリッド大学財政学担当教授) が、同博士編集の『世界銀行報告書批判』に載せられた財務行政についての論稿で、特に、一般財政予算から保険業が公企業として独立分野を獲得して来たことについての指摘部分。第2に、ポルトガルの社会主義新保険業法。及び第3に、イスパニア国で連関連結企業一般会計計画が普及しても、一例を挙げるならば、なお合名会社の「企業の継続性についての保障に関する保険」などは、従来からの伝統的簿記会計上の取扱いのままに持込まれて残って行く事情が考えられるところから、『会社経理』の中に見られる会計学者の当該主張の趣旨。

以上三点の資料には、物価・貸金・社会保障の三つ巴 (ドモエ) にかからむ国民生活での現実の経済問題と、更には、コマンド系譜理論における企業経営管理に対する社会的保障体制での根幹を構成する構造基盤的問題を含めている。従来のコマンド研究の上に重ねて、最近の社会主義化体制下における保険の問題の新しい取扱い動向が積上げられ、しかもなお、従来のコマンド的社会慣行がそのまま残存して維持されて行く顕著な例として、損害保険と生命保険を共に保険業国有化の包括的傾向の中で把握した。一般に、広域経済圏共同市場拡大統合化の傾向下にあつて、イベリア二国の特に EC 加盟手続促進に伴う最近出現の新資料について試みた翻訳紹介である。イベロ系理論によれば、保険業がかなり一般の諸国の場合と違った社会慣行によって、経営管理の上で特殊な取扱いでなされて来ることの

具体的資料による指摘が本稿のねらいである。

第1. 一般財政予算からの社会保障の独立

(提案1) 一社会保障の自主管理一独立採算制一は大部分の諸国における予算によって認められている。ここにもまたこの取扱いを正当化する諸理由が存在する。社会的サービス(社会事業)は骨の折れた歴史的勝利であった。それだけその独立性一公共部門の中の相対的な一を維持することは、若しそれら社会サービスが一般予算に含まれでもしようものなら、その制度は一明きらかに一消滅してしまうであろうから、充分恵まれた政策結果をもった様態なのである。ところで、この独立性は一如何なる意味にせよそういった例が今日スペインで起きているのでも分かるように社会保障予算の不存在若しくは公共予算部門の否認を意味することにはならない。予算の負債項目(las obligaciones)がこの部門の上によりて来るのであり、その予算部門の公表性と明確性は云わずもがなの要請である。

独立採算制の自治体的政府企業の増殖分岐は必ずしも合理的正当性を伴っていない。伝統的な一般予算法(財政法)にいつそう大きな伸縮性(融通性)をもたせて、若しくは一他のものと合わせて一公共企業の数を増やすことにより、一般予算の中で上記これら諸機関の若干を統合・合併させる必要が必然的にありそうに思われる。他方、スペインではそれらの予算及び決算に関する資料の厳正な公表が不可欠である。

公共部門の限定的定義付けの問題はスペインの財務行政の主要問題であるということを考慮するためにはけっこう十分な理由がある。この定義付けは、全公共部門所属の下位部門に分割して、傘下各機関毎の機能と必要性に類別した職能上の分業に及ぶものでなければならない。世界銀行の報告書が提案している6グループは原則的に容認できるものであるように思われる。(中央行政、自治体機構、地方公社、公共企業、金融財務機関及び社会保障機構である。)残念ながらわれわれは、それら6つの下位部門に関する完全な情報を入手していない。完全な産業予算が未だ作成されていないし、社会保障の諸勘定が公表されておらず、自治体機構についての必要な情報が不明確である。しかもこれらは公共部門の内部に存在する緊要な職能課業なのである。次期2年次毎の予算はその基本的目標の中に公共部門の完全な予算編成になるような予算を是非とも考えなければなら

ない。これが実現されない間は、合理的な財務金融政策を計画（プログラム）大綱を樹てる）することは困難である。

* * *

（提案2）—公共部門の情報は恒常的（コンスタント）なものでなければならず、また、公共行政の各種機能に意を用いなければならない。公共機関のこの各種機能に意を用いた準則的勘定体系が必要なのである。

いかなる勘定計測分類制度も、予算体制を求める（これこそ予算体制であると自称できる）あらゆる情報目的を達成することは不可能である。イスパニアで踏襲して従われた制度はもっぱら財務・税務目的にあてがわれており、その他の重要な諸目的を忘却している。特に予算運営の必要性を考慮することが肝要である。この目的を考慮に入れるには、有用カテゴリーによる公共的費用支出と収入を付した要素構成的分類を必要とする。1957年7月26日の政令は伝統的計測と近代的必要性との間の不調和の問題に当面して対処しようと意図した。上記のその措置に採擇せられた視点は極めて実際的なものであった。すなわち財務・税務上の伝統的目的は引續きいかなる意味においても忘れられてはならない有効羈束的目的となっている。目的は競合矛盾するのではなくて、計測制度にもまた情報を与えなければならないという改善向上的運営の目的に付加えられたものである。両者の目的に競合併存させることを意図して、上述の省令は公共部門の作業業務の計測制度を提案した。上記の経験から達成せられた諸結果は恐らく今日、公共部門が含めなければならない公共企業体及び財政金融機関の下位部門の必要性を伴って、並びに社会保障の計測的必要性から、上記の措置に提示せられた勘定制度の競合性を分析するように再検討を要求していると思われる。完全な計測計画（プラン）についての措置が何か必要になっていると思われるのである。この点について、世界銀行の報告書は問題を研究する必要性には気付いているが積極的な提案推薦をしていない。知る（経験的な）可能性を伴わない計測計画（プラン）を敢てすること、従って、イスパニアにおける公共企業体と社会保障とが構成する大きな未知の部分の分析しようとすることは、冒険でもあり、また無益なことであったに違いない。そのような資料の公表と分類区分は、その体系的な出現のためのあらゆる提案よりも先立つ事前の前提なのである。

* * *

(提案3) —公共部門の情報は周知徹底されなければならない。予算と決算が提示せられる正確性の欠如及びいっさいのデータ(資料)がただ一カ所に集められていないという事実は公共部門の諸活動についての最大の知識を妨げる。

上記の批判部分についての即刻修正が整えられなければならないということ以上には上記のこの提案については完全な意見一致以外に手の施しようがない。

公共費用の細目の情報とコントロール(管理)

(提案4) —公共費用の政策にはその目的の検討、その費用の政策及び各費用記入項目の年度間の変化についてよりもむしろ費用の総合的眼目が要求せられる。

提案は公共費用についての政策一般についてのものであり、イスパニアにおける公共費用についての政策に関するものではない。イスパニアの費用についての政策に関する提案は後に実施する意図を示したもののようである。原則の宣言としては、恐らくもっと一般的性格のものを何かつけ加える必要があったように思われるが、次のことが加わっていたならもっと説得力があるように思う。つまり、可能的(蓋然的)資金源と、密接に関連する全費用に関する見積をすること。費用についての政策における決定の方法の改善を目的とした一般総合的諸点を強調すること。費用についての議会のコントロール(管理権)に関する何らかの原則を据えること等(原註) —の必要性である。

(原註)

公共費用の管理のテーマ(問題)は各国政府の財政政策によって最近多くの注目に値するものになって来た。近時著わされた業積の中では Plowden 委員の諸著作が挙げられなければならない。彼は1961年に、言及されている国である英国に対する位置付けのみではなく、大部分の諸国に適用できる一般諸原則により、大きな関心の的となった声明を発表した。上記のこの文書は、特に費用(イスパニアに関する世界銀行報告書がとらえている問題)についての部会(partidas)による研究に基く伝統的なものとは異なる公共費用に関するシステム(制度)を採用することの必要性を、又、他方では、公共費用の問題(素材 materia)に国庫(Tesoro)と行

政管理機構（Administración）の責任を限定する必要性及び費用に関する国会のコントロール（管理権）を明確に限定することの必要を強調したものであった。Plowden 委員によって示唆せられた詳細の細目に関しては拡大され得べきものがあるけれども、イスパニアに関する世界銀行報告書では考慮されておらず、本解説（コメント）では、これは内容から逸脱したものとする。（だからここでは取扱わないの意であろう。—山崎）（註1）

第2. ポルトガル国社会主義新保険業法

1975年3月15日の政令布告法律第135-A号はポルトガル資本の保険の会社の国有化を促進したものであり、その第3条の第1項にこれら制度機構の運営管理（gestão）及び監察の機関は政府によって短期間に制定せられるように事前に規定していた。なお、経営管理担当委員会（as comissões administrativas）が第4条に規定せられた条件で構成せられることになる管理運営の機関の機能開始まで職能を執行するように定めていた。

国の政策部門（vida política）が性格を保って来た不安定性が、立法的規定手段が未だ公表したものを有しなかった事実に対しての十分な説明を構成するであろう。然しながら、それには可及的速やかに社会主義の為の移行過程への最も堅実な歩みを構成するテキスト（法典）を完全遂行するという内閣の希望と配慮が理解せられなければならない。

その緊急性格と暫定措置が与えられるには、その中に含められた手段が改制されなければならない、従って、体制的な計画（図）表が定められて、その中に運営管理の支配と経済との総合的な方向付けに勤労者の介入が織込まれなければならない。このようにしてのみ官僚機構への既に周知の傾向の招来者であり、かつ、勤労者に対して一般に、社会主義に向けての移行システムを許容する筈の効果的かつ具体的な参加を妨げる政府の所属する社会的超上部構造の憲法が回避せられる。

その他同様に緊急の立法手段が保険の社会化のための必要な刺激促進を与えることになろう。

近いうちに保険の国家的機構が創設せられ、これが、主たる目的としてその集積的性格側面における保険活動（行為）の調整を保つことになろう。それぞれの設立委員会に対してその同一方法で、これこそが勤労者の代表

との協同で追求する目的であるその部門の再編成に重要な役割が留保されている。

これらの条件で、1975年3月26日の憲法第6号の第3条第1項から第3項により云う権限を用いて内閣及び本官は法律として次の事項を効果あらしめるために公布する。すなわち

保険会社の一般的基調

1976年1月27日政令公布法律第72号

第I章

標題（タイトル）の適用範囲

第1条、本標題（タイトル）は1975年3月15日政令公布法律第135-A号によって国有化された保険会社に適用せられる。

第II章

国有化せられた保険会社の性格

第2条、国有化せられた保険会社は公法上の集合法人（*peças coletivas de direito público*）であり、公企業の性格を以て司法的、行政的及び財務的人格を享有する。

第III章

資本、積立金、及び準備金

第3条、国有化せられた保険会社は、政府によってそれらに執行せられた国有化の時期の現存額に等しい当初資本を措置する。

第4条一第1項、国有化せられた保険会社は第28条の条件で配分せられて、各会計年度毎に計上せられた決算利益からの振替により構成せられる特別積立基金を上限を設けることなく所有する。

第2項、前項に云う基金のほかに、各会社の管理運営顧問委員会（*os conselhos de gestão*）は、削減評価若しくは予測し得る損失の危険に備えるために必要なその他の基金及び準備金を設定することができる。

第3項、大蔵大臣は、認証を経て（*por portaria*）準備金の形成のために規範基準に従って充分な程度に強制的設定の積立基金を定めることができる。

第IV章

勤 労 者

第5条一第1項、国有化せられた保険会社の勤労者は、管理運営顧問委員

会 (os conselhos de gestão) のメンバーを含めて労働協約の基準に従う。

第2項, 管理運営顧問委員会(os conselhos de gestão)のメンバーには, 解雇に関する労働協約の基準及び公企業の経営管理担当者(administradores)に関する法的措置に抵触する基準は適用せられない。

第3項, 企業活動の展開には, 勤労者による管理運営(gestão)上の管理(コントロール)機構に関する法律での措置に留意して, 介入調停の適当な様式が規定せられなければならない。

第6条—第1項, 管理運営顧問委員会(os conselhos de gestão)は, 書面により, 人員についての政策を公告し, かつその政策自体に適当な設備用具を組織しなければならない。

第2項, 人員についての政策は勤労者代表の制度機関の聴聞の後に決定せられる。

第7条, 管理運営顧問委員会(os conselhos de gestão)のメンバー並びに爾余の勤労者及びなお, 監察顧問委員会(comissão de fiscalização)のメンバーも同様に, 法律の条件に定める範囲では, 職能の執行から得た体験的知識についての事実若しくは要素を暴露してはならない。

第8条, 管理運営顧問委員会(os conselhos de gestão)のメンバー, 並びに爾余の勤労者及びなお監察顧問委員会(comissão de fiscalização)のメンバーも同様にして, 決裁若しくは決裁外で, 職業上の機密を守らなければならない事実に関して裁定を下だし若しくは助言を与えてはならない。

第V章

管理運営及び監察

第1節

一般措置

第9条, 管理運営顧問委員会(os conselhos de gestão)及び監察顧問委員会(comissão de fiscalização)は国有化せられた保険会社の機関である。

第10条—第1項, 管理運営顧問委員会(o conselho de gestão)は3名乃至5名のメンバーによって構成せられ, うち, 1名が委員長(議長)となる。

第2項、管理運営顧問委員会 (o conselho de gestão) のメンバーは3年更新の期間でその職能を執行し、常務委員会組織 (comissão de serviço) でそれをおこなうことができる。

第3項、3年の期間の条件には、最終勘定承認の日から起算して考慮せられる。

第11条、管理運営顧問委員会 (o conselho de gestão) の委員長(議長)及び爾余のメンバーは閣議により、大蔵大臣の提案の下に任命せられる。

第12条、監察顧問委員会 (comissão de fiscalização) は3名の指名メンバーによって構成せられる。

- a) 大蔵大臣による指名委員1名 (資格投票権付で議事を統轄する)
- b) 各会社の勤労者による指名委員1名
- c) 大蔵大臣指名による勘定監査委員1名

第13条—第1項、監察顧問委員会 (comissão de fiscalização) のメンバーは3年の期間でその職能を執行し、各メンバーは一度だけ再任して期間を更新できる。

第2項、監察顧問委員会 (comissão de fiscalização) のメンバーの職能は他の専門職業上の職能の執行と競合して兼任できる。

第II節

管理運営顧問委員会

第14条—第1項、管理運営顧問委員会 (o conselho de gestão) は、経営管理 (a gestão) 及び企業の営業開拓、その財産の管理運営、資産の獲得と譲渡及び、裁定及び裁定外での代表権、及び権能の範囲に属する保険行為の調整機関から委任せられた諸措置を確保する目的を以て、指定の範囲で各会社の目的追求に必要ないっさいの権限を有する。

第2項、管理運営顧問委員会 (o conselho de gestão) は、書面によって所轄権限を、その都度各個の限界と条件を定めて、そのメンバーの1若しくはそれ以上の者に、若しくは勤労者に代理せしめ若しくはそれら権限の従属下位機関に委譲させることができる。

第15条—第1項、下記事項は、特に議長若しくは法的に議長に代わる者の所轄事項である。

- a) 会社を代表すること。
- b) 管理運営顧問委員会の行為の調整及び運行を統轄し、及び各個の会

合を召集すること。

c) 管理運営顧問委員会から委託せられたいっさいの委員会の会合を主宰すること。

d) 主宰する会合の役務を指揮すること。

e) 総合帳簿に使用済み以下余白の抹消をして略署すること。

f) 法律の条件の範囲で、その担当となるその他いっさいの事項を行うこと。

第2項、委員長（議長）は、前項で委員会に課せられた所轄諸権限の一部を委員会のメンバーの1名若しくはそれ以上の者に、委員会の書面（辞令）で委任（代理させる）することができる。

第16条—第1項、議長（委員長）はその欠員若しくは故障の場合には、保険行為業で最古参の委員会のメンバー若しくは状況にして等しいときには最年長者によって代替せられる。

第2項、前項に定められた代替規定（基準）は担当者の空席が証明せられるときに限り、この欠員代替の場合に適用せられる。

第17条、議長（委員長）若しくはその代替者はその統轄する会合で常に有効投票資格を有する。

第18条—第1項、管理運営顧問委員会の各メンバーには、必要な分権が許されるように、会社の1若しくはそれ以上の業務が対応した名誉職の職権となる。

第2項、管理運営顧問委員会の各メンバーは分権及び業務の良好な進行のために必要と考えられる恒常的若しくは臨時的執行委員会を主宰することができる。

第3項、管理運営顧問委員会は執行委員会（*comissões executivas*）に所属権限の一部を代行（代理）させることができる。

第19条—第1項、管理運営顧問委員会は、少なくとも週1回は通常会議（例会）を開き、また、議長（委員長）によって召集せられる時は何時でも臨時会議をもつ。

第2項、顧問委員会（*o conselho*）が有効に審議をおこなうためには、常任メンバーの絶対的多数の出席が不可欠である。但し、このカテゴリーには、本部の影響地区外に在り、若しくは病気の動機により勤務に支障を来たす事情にある者は含まれない。

第3項、顧問委員会の審議は、出席メンバーの投票の単純多数により採擇せられる。但し、留保は許されない。

第20条一第1項、各集会の都度取扱われたいっさいの事件は、要約して、但し明確に、管理運営顧問委員会の、及び執行委員会の文書面に記述せられる。

第2項、書面は、会合に出席した管理運営顧問委員会のメンバー全員によって連署せられる。

第3項、集会における参加者は、その介入の要約（súmula）を文面記入のために口述することができる。但し、意見不一致の決裁に関する限りではそれら介入者の投票は未だ機能しない。

第Ⅲ節

監察顧問委員会

第21条一第1項、監察顧問委員会の管轄

- a) 会社の機能、及び法律及び会社に適用せられる諸規則（諸規程）の遂行に随伴すること。
- b) その管理運営中に管理運営顧問委員会によって提出せられた情況日誌を調査吟味すること。
- c) 管理運営の予算、貸借対照表、及び年度の計算について所見を発表すること。
- d) 適宜と判断するときは何時でも会社の書類及び会計を検査すること。
- e) 権限があるべきだと理解するいっさいの事件のために管理運営顧問委員会の注意を喚起すること。上記機関（管理運営顧問委員会）によって監察顧問委員会に下付せられるいっさいの案件について発言がなされる。

第2項、監察顧問委員会は特別に任命せられ若しくはその効果のために関係担当せしめられた技官（técnicos）により、若しくは統計審理調査の業務に専門の企業によって補佐されることが出来る。

第22条一第1項、監察顧問委員会は条件的に月1回、かつ、議長（委員長）によって召集せられる時は何時でも集会をもつ。

第2項、有効に審議するためには常任メンバーの絶対的多数の出席が不可欠である。

第3項、その審議は出席メンバーの投票の多数によって採擇せられる。

但し、留保は許されない。

第4項、監察顧問委員会の文書面には第20条における措置が適用せられる。

第5項、そのメンバーは大蔵大臣によって定められた月手当を受ける権利をもつ。

第23条、監察顧問委員会のメンバーは管理運営顧問委員会の集會に出席することができる。但し、そのメンバーの中の1名の出席を通して、通常集會に義務付けのある諮問にのみ投票権を有する。

第VI章

業務の編成

第24条、管理運営顧問委員会は業務の職能についての機構及び方法を決定し、かつ、必要な内部規程を作成する。

第25条、会社における構造の可能的画一化を保障する見地から、審議のプロセス（日程計画）は前条に云うものが義務付けられている。但し、重要な差替え（代替）を導入するときは、事前に大蔵大臣に連絡されなければならない。

第VII章

予算、貸借対照表及び勘定

第26条一第1項、各会社は年度の営業予算を作成しなければならない。

第2項、各年度の予算は、前年の11月30日までに大蔵大臣に連絡（通報）されなければならない。

第27条一第1項、3月31日までに、前年度の末日分を参照して覚え書、貸借対照表、経営管理運営の年度の勘定書を承認するために、管理運営顧問委員会により討議見積りの後、かつ、監察顧問委員会の所見を付して、会社は大蔵大臣宛に送付しなければならない。

第2項、大蔵大臣の発令（despacho）の無いときは、覚え書、貸借対照表及び勘定書は、その受領の日付後30日を経過したときは承認せられたものと見做される。

第3項、覚え書、貸借対照表及び勘定書の公表は、是認（承認）の日付後30日の期間に、保険年報（官報）でなされる。

第4項、爾余の債務でこの問題（債務）で保険の会社に関して緊急なものとは有効に維持せられる。

第28条、特別会計が期間会計の結果の影響を規制することになる。未だ個々の公表に手続せられていないものは、その分配を決定するための管轄は大蔵大臣の所管となる。

第Ⅷ章

一般的及び経過的措施

第29条一第1項、国有化せられた保険会社は、それぞれの管理運営顧問委員会のメンバー2名の署名によって義務を負う。

第2項、管理運営顧問委員会は、文書面で、前項に云う権限を、顧問委員会を構成統合するメンバーに若しくは、各場合に限界及び条件を定めて、構成統合機構のその他の勤労者に委嘱代理させることができる。

第30条、管理運営顧問委員会のメンバーは、会社外で報酬を受けて如何なる専門職業的職能も執行してはならず、若しくは如何なる会社の役員団体のメンバーとなることもできない。

第31条、本標題（タイトル）の規定に抵触しない部分では、保険の会社を現に規律する一般的若しくは特別的基準規定は効力を有効に維持する。

第32条、国有化せられた保険の会社の現有暫定臨時管理委員会は、1976年1月中におこなわれる管理運営顧問委員会の領有がなされるまで常勤職務を維持する。

第33条、本政令布告の法律は公布の日から効力を発効する。

保険の会社の経営管理における政府の参加

1976年2月11日 政令布告法律第122号

1975年3月15日の政令布告法律第135-A号により、保険の会社は国有化せられる。但し、上述立法標題（タイトル）の第1条のa)以下に云う、内国及び外国混合出資の会社は未だ指定的に除外せられる。

上記政令布告法律第2条末尾部分及び第3条の諸措置が、当該部分で未だ完成されていないことを考慮し、かつ、従って暫定臨時体制を制定することが好都合であることを配慮して、以下の諸事項で、1975年3月26日の憲法第3条第1項から第3項により言及された権限を用いることにより、次のものを法律として効力をもたせるために内閣が布告し、及び本官が公布令達する。

第1条一第1項、1975年政令布告法律第135-A号第1条a)以下に云

う保険の会社の経営管理（*administração*）における政府の参加の体制が制定せられるが、一方、上述の標題（タイトル *diploma*）についての第2条末尾及び第3条の諸措置が該当する部分に遵守するよう指示されておらず見当たらないときは1956年10月29日の政令布告法律第40833号の規定が適用して遵守せられる。

第2項、本条の効果（目的）のためには、その資本に外人参加が80%を超える会社のために定款で規定せられた経営管理担当者の数は一単位の増加で考慮せられる。かつ、これらの会社はその株主總會の決議を通じて、選出せられる経営管理担当者の数を一単位減少することができる。

第3項、国有化せられた資本のパーセンテージが20%を超える混合経済の企業の場合には、政府側の経営管理担当者の数はそれぞれの参加権に比例して配分せられる。

第4項、本条の第2項及び第3項の措置に従って履行完遂がなされる目的では文言に記載せられた条件で、諸企業は適当な定款の取替えを手續しなければならない。

第2条、本政令布告法律が適用せられる会社は政令布告法律第40833号の第6条に定められたところの遵守のためにその株主總會を開催させることを免ぬがれる。かつ、経営管理（*administração*）の顧問委員会は、その現在の構成を以て、若しくは本標題（タイトル *diploma*）に定められるとおりに、その目的効果のために、現存手当（報酬）を調査監察（*rever*）することができる。但し、株主總會による将来の確認署名（*confirmação*）若しくは検閲を妨げない。また、いずれの場合にも、政令布告法律第40833号の第6条に述べられて規定せられたところが尊重せられる。然しながら、若し政府側の経営管理担当者（*administrador*）の報酬が法律若しくは省令（*decisão ministerial*）によって定められた最高限度を超えてこのように決定せられているときは、国有化せられた保険の会社の管理運営顧問委員会のメンバーに対しては本条の制限が尊重せられる。

第3条、本政令布告法律は、政令布告法律第40833号の第3条の文言規定における政府側の経営管理担当者の任命の時から効力を発する。^(註2)

第3. 経営管理の継続性を目的とする保障の保険

あらゆる人的会社（*Sociedades personalistas*）では、会社の課業に

おける社員の人的協力が至高の事柄である。技術的知識、良好な関係、人的信用（クレジット）、名声、経験及びその他の結社員の人的諸条件は、導入されて来た資本同様或いはそれ以上に会社の良好な操業に影響を持つ。上記これらの諸条件はまた、第三者に対して必要な信用を、彼ら結社員に許容（付与）し得るクレジットに基いて希求するところのもの（諸条件）である。従って、各社員にとって個別に、契約諸条件の中に、かつ定められた期間を通じて会社の継続性についての眞の保障を保有することが望ましいと考えられる。

会社は、社員の中の誰かの協力の欠如によって、会社の信用（クレジット）や技術的な可能性においてさえも何らかの不可抗力の原由（原因）によって不意に襲って来るこの可能性が、いわゆる「経営管理における継続性の保障についての保険」に誕生を与えたものであり、会社（企業 *empresa*）が契約する保険だけを云う。この保険は、その業務が会社にとって必要であり若しくは極めて望ましい（ものであるところの）社員を対象として採擇したものであり、その会社が保険の受益者（保険金受取人）なのである。心配せられた災害が発生した場合には、約定金額が、会社に対して結果する損（傷）害（*quebrantos*）をとりつくろうために役立つ。上記のこの保険の掛金（保険料 *primas*）は当該会社自体により、若しくは利害関係当事者によって支払われることができる。

そのような保険の形成は、会社と契約を結ぶ人たちのために最大の保障を提示することもまた明らかなことである。この故に、その計算は会計記入の対立関係を通じておこなうことが望ましく、次のように名付けられることができる。

社員の保険による保障

一登記済の社員についての加入保険

保険料の会計（記入）は、若しそれが社員自身の負担であるならば会社の帳簿には現われないであろう。若し会社が払ったものなら、また、保険が資本に譲渡されていたなら、営業費用（*gasto del negocio*）と考えられなければならない。混合保険（*seguro mixto*）の様式の如何にかかわらず、これは資本化（投資）の手續（プロセス）を含めている。また特定条件で払戻し（解約）可能な形態の資本であるときは、保険料への交易上の全支払金額と保険の費用及び払戻し資金の年間増加額との間の差額が費

用として会計計算せられる。^(註3)

註)

1. Enrique Fuentes Quintana, “El Desarrollo Económico de España”, Revista de Occidente, Madrid, 1963, pp50/53.
2. Artur Anselmo de Castro, “Legislação de Direito Económico”, Lisboa, 1978. pp. 74/84.
3. Antonio Goxéns Duch, “Contabilidad de sociedades”, Marcombo, S.A., Barcelona, 1976. pp. 65 y 66.